

平成29年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第10回総会

日時 平成29年9月25日(月) 午前9時00分  
会場 市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長 原田 真司	事務局長補佐 佐藤 利美
総務主査 佐藤 陽一	総務係長 高子 英晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖広	農地係主事 国井 茂伸

議事

- (1) 議第43号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第46号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時22分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

木村議長            まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しており、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、8番・大泉邦彦委員、11番・菊地弘美委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

（報告事項朗読）

木村議長            ただいまの報告について、何か質問はありますか。

（「なし」の声あり）

木村議長            ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長                    それでは早速、議事に入ります。

木村議長                    議第43号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第43号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第46号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第43号から議第46号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第46号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしくお願ひします。菅井代理。

菅井委員                    はい、議長。17番、菅井です。

去る9月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件を実施し、審査しました。

議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位35番、柴橋地区の資材置場用敷地への転用案件です。申請地は木の沢の高速道路と県道天童大江

線の交わるところにある農地です。この農地は、農地法による転用許可を得ずに、現在芳賀水道株式会社が資材置場用敷地として利用しており、今回追認の転用許可申請をするものです。芳賀水道から、今後このようなことがないようにするという経過報告書がありました。現地調査を行い、計画どおりであればやむを得ないと判断いたしました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間につきましては30分程度としまして、10時までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前

9時27分

再開 午前

10時02分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第43号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。どうぞよろしくお願いしま

す。

(議案書順位 38 番朗読)

この案件につきましては、9月14日、佐藤委員と小野推進委員とともに3人で現地を見てきました。ちょうど渋谷会館のすぐ東の住宅の裏側の長岡山の南斜面の一番下の平らなところというようなところがございます。その中で、実にきれいに手入れもなっておりました。そんなことで、何の問題もないということで、20日の事前審査会、またただいまの地区審査でも何ら異議がございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

2番、猪倉です。

(議案書順位 37 番朗読)

これにつきまして、9月14日、鈴木委員、國井推進委員の案内のもと、現地を確認してまいりました。現況は集団転作で豆が植えてありました。この案件につきましては、隣は事前に去年所有されておまして、同じく[REDACTED]さんのものになっておりましたが、変わらず集団転作に協力しておりましたので、これにて心配ないだろうと現地を確認しております。地区審査でも異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 37 番、38 番、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 43 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 44 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員 はい、議長。4 番、土屋です。どうぞよろしくお願いま

す。

(議案書順位 9 番朗読)

この場所は、ヨークベニマルと大江町に行く大きい道路に日通の寒河江営業所がございます。そこのすぐ隣接するところを入れていったところで、周囲はもう住宅地域で、三方が家を建ててこの土地だけが残っていたというようなところでございます。9月14日に佐藤委員、小野推進委員とともに見てまいりました。事前審査会、また地区審査でも何ら異議がございませんでした。

終わります。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位 9 番は、共同住宅建築用敷地の転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。



(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、それでは採決します。

議第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

(議案書順位36番朗読)

この場所は、ヤマザワのほうから高田の区画整理地内に入って大きい道路があります。左側に田村クリニックがございます。その北側の用地で、ベテランの農業委員の方は、前の[ ]のハウスがすぐ隣というようなことで、そこも北側も南側も住宅が建っていて、何ら分譲をやっても支障がない、かえってそのほうがいいという土地でございます。これも9月14日、佐藤委員と小野推進委員と現地を確認してまいりました。事前審査会でも、地区審査会でも何ら異議は

ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、加藤委員お願いします。

加藤委員

5番、加藤です。

(議案書順位32番朗読)

順位37番について、9月16日に鈴木委員、國井推進委員と3人で現地を確認してまいりました。申請地は、JAの日田出張所から河北線へと北側に100メートルほど行った、河北線の東側に面しているところに位置しております。周りはずでに宅地が立ち並んでおりまして、唯一敷地の南側に水田があるものの、計画どおりであれば何の支障もないというふうに判断してまいりました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、奥山委員お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長、10番、奥山浩二です。

(議案書順位35番朗読)

先ほど職務代理のほうから報告がありましたけれども、9月20日に事前審査会で現地調査をしてまいりました。場所ですが、国道287号と主要地方道23号、天童大江線の交差点からわずかに大江町側に寄ったところにあります。その場所、大体国道沿いにオアシス287号というガソリンスタ

ンドがあるところから大江町のほうに入ってわずかなところ  
です。その手前のほうにはピーチタウンという名称で住宅地  
が広がっているところでした。そのような現状で、現地の中  
所のほうは周辺に農地等もありませんで、申請地を挟んで両  
脇の場所はすでにその■■■■さんのところで資材置き場として  
使用しているという状況で、ちょうど真ん中のところが抜けて  
いたというところが転用をしていなかったという経過で、  
改めて今回申請が上がってきたということでした。その申請  
の中のほうには、そのようなことでおくれたということでの  
経過報告書等も入っておりまして、反省の文もありました。  
ちょうどその今回申請地のところに水路が入っておりまして、  
周辺の方からは、その水路は必要なのでというふうなことが  
あるということで、その水路だけはきちんと確保して、新た  
な水路を県が設置するまでの間はその水路を必ず確保する  
という実施計画案も提出されております。事前審査会の中では、  
申請書どおりにきちんと実施してもらえれば問題ないのでは  
ないか、また周囲に農地があるわけでもないのいいのでは  
ないかというふうなことが話し合われたところです。地区審  
査会でも特に意義はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明  
をお願いします。

事務局（農地主査） 順位35番は、資材置場用敷地への転用となっております。  
申請地は農用地区域外の農地で、第1種農地及び第3種農地  
のいずれの条件にも該当しない農地、小集団の生産性の低い  
農地で、第2種農地と判断します。この農地は芳賀水道が農  
地転用許可を得ずに資材置場用地として使用しており、今回

追認の申請をするものです。隣接する両脇の土地も芳賀水道が資材置き場として利用しており、代替性がないため農地転用はやむを得ないと考えます。

順位36番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。

順位37番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連坦している区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。また、いずれも農地転用許可に関する調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第46号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。菅井職務代理者。

菅井委員

はい、議長。菅井です。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業においてはいずれの農地も農業振興地域地内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員をお願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。加藤です。

(議案書朗読)

それぞれ認定農業者であり認定新規就農者でありますので、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。猪倉です。

(議案書朗読)

これにつきまして、いずれも認定農業者であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第46号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第46号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

以上、これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

平成29年9月25日

第10回総会 議長.....

議事録署名委員 8番委員.....

議事録署名委員 11番委員.....